

## 「花巻市介護予防・日常生活支援総合事業」について

### 本日お伝えしたいこと

- 事業者指定の届け出について
- 自立支援に資するケアマネジメントの考え方（概要）
- 事業者の皆さんにご協力をお願いしたいこと

平成29年4月1日から総合事業がスタートしました!!

要支援者  
(要支援1・2)

これまでの  
介護予防  
サービス

<メニュー>

- ・訪問看護
- ・通所リハビリ
- ・福祉用具貸与

・訪問介護  
(ホームヘルパー)

・通所介護  
(デイサービス)

など

## 総合事業(平成29年4月1日より)

○要支援1・2の方の介護事業所による「訪問介護(ホームヘルパー)」「通所介護(デイサービス)」が、状態に応じて段階的(3段階)にお世話する仕組みに変わります。

●サービスにかかる対価は、介護保険制度内で負担

(1) 介護サービス事業所による専門的な  
訪問介護・通所介護(身体介護+生活援助)

(2) 多様な主体による専門技術を要しない  
比較的安価な訪問介護・通所介護(生活援助)

●介護保険に規定されている「生活援助」に限定。

①NPO法人・民間事業所(雇用労働者等)による  
基準を緩和した訪問介護・通所介護

②住民ボランティアによる生活支援の提供等

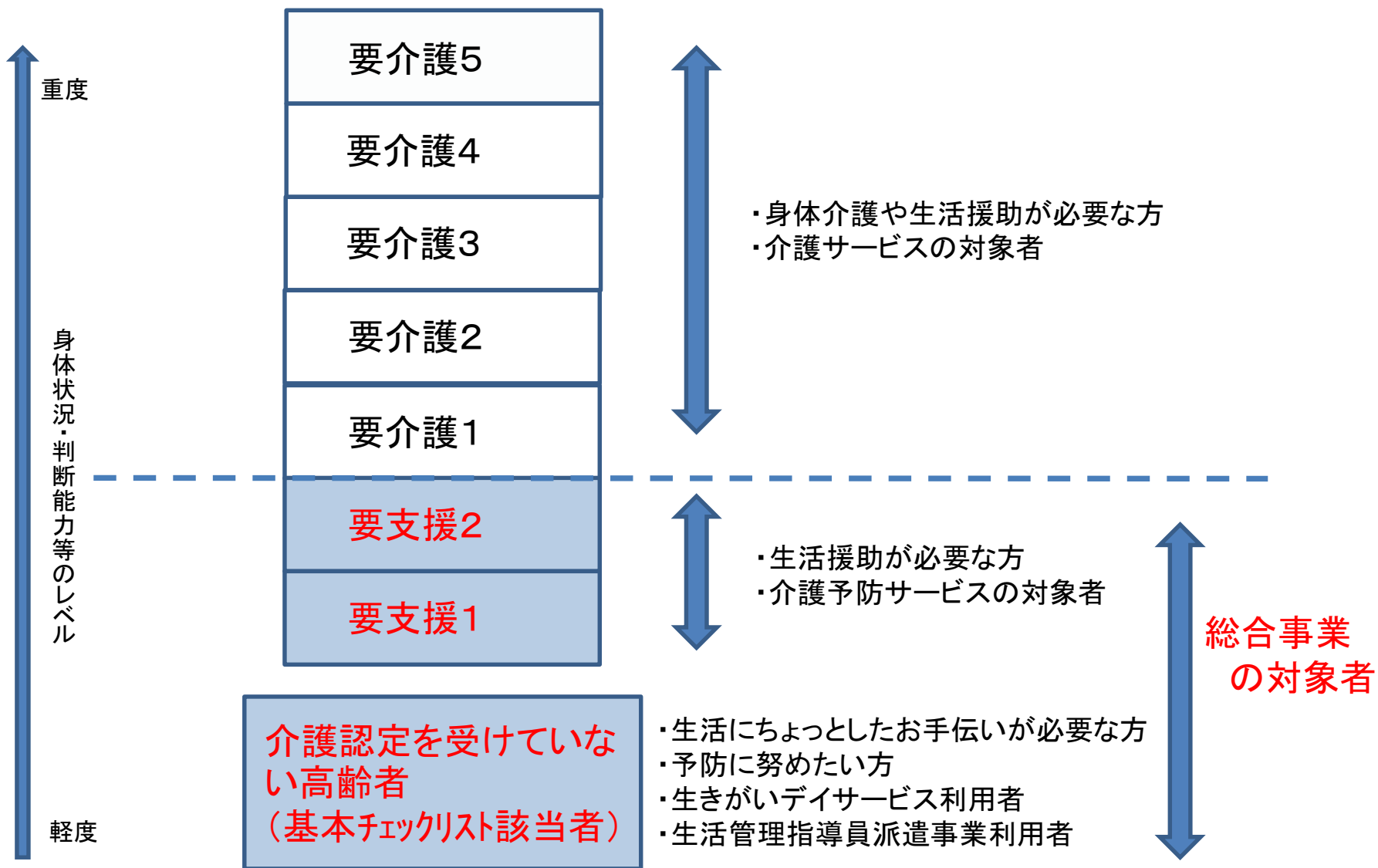
②の担い手が地域に不在の場合は、①で支援を提供

生活支援の提供主体は様々!

- ・地区単位でのボランティア運営、近所の住民同士の助け合い など

**地域と行政で話し合いながら作り上げる支援の仕組みです!**

# 【参考】 要支援1・2、要介護1～5の区分



# 「基本チェックリスト」による該当・非該当基準

## 基本チェックリスト

氏名		住所	生年月日		
希望するサービス内容					
No	質問項目	回答		得点	
暮らしぶり1	1 バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
	2 日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
	4 友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
	No. 1~5の合計				
運動器関係	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
	8 15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
	9 この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
	10 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
	No. 6~10の合計		⇒	3点以上	
栄養・口腔機能等の関係	11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ		
	12 身長(      cm) 体重(      kg) (* BMI 18.5未満なら該当) * BMI (=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))	1. はい	0. いいえ		
		No. 11~12の合計		⇒	2点以上
	13 半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15 口の渴きが気になりますか	1. はい	0. いいえ			
	No. 13~15の合計		⇒	2点以上	
暮らしぶり2	16 週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	⇒	1点
	17 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
	19 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
	20 今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
	No. 18~20の合計		⇒	1点以上	
	No. 1~20の合計		⇒	10点以上	
こころ	21 (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
	22 (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
	23 (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
	24 (ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
	25 (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		
	No. 21~25の合計		⇒	2点以上	

### 《事業対象者に該当する基準》

- ① 質問項目No1~20まで 10点以上
- ② // No6~10まで 3点以上
- ③ // No11~12 2点以上
- ④ // No13~15まで 2点以上
- ⑤ // No16のみ 1点
- ⑥ // No18~20まで 1点以上
- ⑦ // No21~25まで 2点以上

# 地域支援事業の改正内容

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

国 25%  
都道府県 12.5%  
市町村 12.5%  
1号保険料 22%  
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39.0%  
都道府県 19.5%  
市町村 19.5%  
1号保険料 22%

地域支援事業

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

改正前と同様

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)  
訪問看護、福祉用具等  
訪問介護予防、通所介護予防

事業に移行

予防給付 (要支援1~2)

**介護予防事業**  
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
○二次予防事業  
○一次予防事業  
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

全市町村で実施

多様化

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業**  
(要支援1~2、それ以外の者)  
○介護予防・生活支援サービス事業  
・訪問型サービス  
・通所型サービス  
・生活支援サービス(配食等)  
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
○一般介護予防事業

**包括的支援事業**  
○地域包括支援センターの運営  
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

→

**包括的支援事業**  
○地域包括支援センターの運営  
(左記に加え、地域ケア会議の充実)  
○在宅医療・介護連携推進事業  
○認知症施策推進事業  
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)  
○生活支援体制整備事業  
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

充実

**任意事業**  
○介護給付費適正化事業  
○家族介護支援事業  
○その他の事業

→

**任意事業**  
○介護給付費適正化事業  
○家族介護支援事業  
○その他の事業

※厚生労働省資料を一部改変

# 花巻市総合事業の目的

**介護保険を持続可能な制度にし、  
住み慣れた地域で健康で暮らし続けるために**

## 介護予防の強化！

- ・ 社会参加の促進
- ・ 運動、交流の場の推進



## 地域のつながり、見守り体制の強化！

- ・ 相互互助の体制づくり
- ・ 地域のニーズに合わせた生活支援の仕組み

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために！

## 介護サービス費の適正化！

- ・ サービスと担い手の細分化  
身体状況に合わせた  
支援・担い手・料金

## 介護保険料の上昇抑制！

- ・ 予防による健康寿命の延長
- ・ 地域の相互互助、サービスの細分化による費用の抑制効果

# 花巻市における総合事業移行後の構成

構成(国ガイドライン)				現行サービス(事業)の位置づけ・担い手等	
介護給付				→ 従来通り	
介護予防給付				→ 従来通り(介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外)	
地域支援事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	現行の訪問介護相当	① 訪問介護	→ 介護予防訪問介護(変更なし)
			多様なサービス	② 訪問型サービスA(緩和基準サービス)	→ NPO・民間事業所・住民ボランティア、地域団体、介護事業所等 ※「訪問型サービスA」…指定事業者 ※「花巻市ご近所サポーター事業」…委託事業者
				③ 訪問型サービスB(住民主体・多様な生活支援)	—
				④ 訪問型サービスC(短期集中型予防)	—
				⑤ 訪問型サービスD(移動支援)	—
		通所型サービス	現行の通所介護相当	① 通所介護	→ 介護予防通所介護(変更なし)
			多様なサービス	② 通所型サービスA(緩和基準サービス)	→ NPO・民間事業所、介護事業所等による ※「通所型サービスA」(元気でまっせ体操+独自メニュー)
				③ 通所型サービスB(住民主体による支援)	—
				④ 通所型サービスC(短期集中予防)	—
		その他の生活支援	① 栄養改善を目的とした配食	→ 現行の配食サービスを継続	
	② 住民ボランティアが行う見守り		—		
	③ 訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立型サービスに資する生活支援		—		
	介護予防ケアマネジメント				→ ※ 事業対象者のみ(国保連で審査支払)
	一般介護予防事業			① 介護予防把握事業	→ 基本チェックリスト(認定申請時)
				② 介護予防普及啓発事業	→ 食の講習会、男の料理教室等(健康づくり課)
				③ 地域介護予防活動支援事業	→ ・地域づくりによる介護予防推進支援事業 (「通いの場」元気でまっせ体操) ・介護予防教室開催業務
				④ 一般介護予防事業評価事業	—
		⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業	→ H28年度新規委託事業		

総合事業における旧介護予防訪問介護・通所介護  
に相当するサービスについて  
(現行基準のサービス)



# 総合事業への移行（移行時期、基準、事業者指定）について

1 「花巻市」の要支援1・2方は、認定の更新時期に合わせて随時移行  
※平成30年3月31日までにすべての要支援者は総合事業へ移行

- ①要支援1・2のサービス利用者は、順次「平成29年4月以降の認定の更新時」に総合事業の基準へ移行
- ・ 契約内容の変更（重要事項説明等）の内容を「総合事業」へ
  - ・ 単価基準の移行（月定額の利用料 ⇒ 一回ごとの利用料単価へ）

2 総合事業⇒従来の介護予防訪問介護・通所介護と同一の指定基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施する。  
（単価基準の変更のみ）  
移行後の指定基準・利用料単価 ⇒ P10～参照

3 総合事業の事業者指定について ⇒ P12～参照

4 新たに「訪問型・通所型サービスA」を追加⇒参入は任意P17～参照

# 旧介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス単価

サービス種別	現行の介護予防訪問介護・通所介護の単価(総合事業移行前)	旧介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス単価(総合事業移行後)
訪問介護	<p>●月額報酬</p> <p>週1回程度 1,168単位/月</p> <p>週2回程度 2,335単位/月</p> <p>週2回超 3,704単位/月</p> <p>週2回超は、要支援2のみ</p>	<p>●1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>サービスコード:A1(みなし指定…4月以降使用不可) :A2(平成30年4月～)</p> <p>要支援1および事業対象者</p> <p>週1回程度 月4回まで 266単位/回 月4回超え 1,168単位/月</p> <p>週2回程度 月5回～8回まで 270単位/回 月8回超え 2,335単位/月</p> <p>要支援2および事業対象者</p> <p>週2回超え 月9回～12回まで 285単位/回 月12回超え 3,704単位/月</p> <p>利用者負担は1割～2割 その他の基準は現行の介護予防訪問介護と同様</p>
通所介護	<p>●月額報酬</p> <p>要支援1 1,647単位/月</p> <p>要支援2 3,377単位/月</p>	<p>●1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>サービスコード:A5(みなし指定…4月以降使用不可) :A6(平成30年4月～)</p> <p>要支援1および事業対象者(週1回程度)</p> <p>378単位/回 月4回を超える場合 1,647単位/月</p> <p>要支援2および事業対象者(週2回程度)</p> <p>8回まで 389単位/回 月8回を超える場合 3,377単位/月</p> <p>利用者負担は1割～2割 その他の基準は現行の介護予防通所介護と同様</p>

※平成30年4月以降、A1・A5(みなし)のコードは遡りや過誤請求の場合のみ使用。

## 総合事業への移行後の指定基準・利用料単価について

事業者指定基準は旧介護予防訪問介護・通所介護と同一

- 事業所の指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）は変更なし
- 請求方法も国保連経由であることは変わらない。  
○ただし、請求コードは「総合事業専用」を用意（別紙サービス表参照）



事業所の皆さんへお願いすること

- 国保連への請求システムへ総合事業用の「請求コード」を追加
  - 要支援1・2の認定更新時に契約内容を「総合事業」に変更
  - みなし指定の事業者は平成30年2月上旬までに「花巻市」へ総合事業の「指定事業所」登録（更新）申請提出
  - 平成30年4月以降の請求コード等の確認（A2・A6）
- ※定款の変更が必要な場合の対応  
（例：「介護予防訪問介護」⇒「介護保険法に規定する第1号訪問事業」

## 総合事業における事業者指定について①

総合事業に係る事業者指定は「花巻市」で行います。

※平成30年4月1日～の事業者指定申請の提出は、平成29年10月～平成30年2月までにお願いします。

○平成27年3月時点において、「指定介護予防訪問（通所）介護」の指定を受けている事業者（みなし指定の事業者）

⇒平成30年2月上旬までに総合事業の指定事業者の登録申請を花巻市へ提出

○総合事業の事業者の指定がない場合、平成30年4月以降に花巻市において「旧介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス（現行の介護予防訪問介護・通所介護）」を提供することはできません。

○指定有効期間のスタートは、特段の事情がない限り、平成30年4月1日からとします。

※地域密着型の指定やその他の事情で平成30年4月1日前に指定を要する場合は別途ご相談ください。

## 総合事業における事業所指定について②

総合事業の事業者指定は、花巻市の被保険者および花巻市に住民票のある住所地特例者のみ有効

- 花巻市以外の事業対象者にも介護予防訪問介護・通所介護を提供している場合



総合事業へ移行後も提供する場合は、それぞれの市町村で事業所指定を受ける必要あり

(各市町村へ問い合わせし、所定の手続きを行うこと。)

サービスを提供する利用者の保険者	必要な事業所指定
花巻市	<u>花巻市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定</u>
A市	<u>A市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定</u>

## 利用者との契約（変更）について

総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」  
「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要

- 現在の介護予防訪問介護・通所介護の提供に係る契約は「介護予防訪問介護・通所介護」に関する事項であり、総合事業には適用されない。



利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供も含まれていればよい  
⇒ 契約書の中に「総合事業における旧介護予防訪問介護（通所介護）相当のサービス」の文言があればよい（読み替え規定など）

例：平成29年4月以降においては、「介護予防訪問介護のサービス利用」を「総合事業における旧介護予防訪問介護相当のサービス利用」に読み替える。など。

- 1回あたりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変更が生じる。

○契約変更は、総合事業に移行するまでに行っていればよい。  
（要支援1・2の認定更新時に変更でも可）

# ※読み替え規定の文言例

※介護予防訪問介護の場合

「介護予防訪問介護を…」



「介護保険法に規定する第一号訪問事業」

「総合事業における旧介護予防訪問介護相当サービス」

※介護予防支援の場合

「介護予防支援を…」



「介護予防ケアマネジメント」

「介護保険法に規定する第一号介護予防支援事業」

【総合事業の「訪問」「通所」「生活支援」「介護予防支援」は、介護保険法第115条の45第1項第1号イ～ニに規定しているので、条文中の言葉を読み替え規定にもってければよい。】

## まとめ

●要支援1・2の方へ提供する介護予防訪問介護・通所介護は、認定更新の時期から総合事業の基準へ移行。⇒ 平成30年3月31日までにすべての要支援者が総合事業へ移行（認定更新の時期を迎える）。

●総合事業への移行にあたり、報酬は、月額の設定額報酬から1回あたりの単価へ移行。

●請求は従前どおり国保連に行うが、サービスコード表は変更となる。  
(平成30年4月以降は、A2・A6のコードを使用する。)



※A1・A5（みなし）のコードは、3月以前のサービス分遡り請求や過誤請求の際に使用。

※時効となる5年間は市のサービスコード表からも削除しない予定。

●平成27年4月1日以前に県の指定を受けた介護予防訪問介護・通所介護事業所（みなし事業者）は、花巻市へ総合事業の訪問型・通所型サービスの指定申請が必要（指定申請は平成29年10月～平成30年2月上旬までをお願いします）。

●サービスA（緩和した基準によるサービス）を新設。参入には指定申請書が必要。



## 訪問型サービスAについて

(旧介護予防訪問介護に係る基準よりも  
緩和した基準によるサービス)

# 花巻市の訪問型サービス

## 訪問型サービス

地域の実情に応じた、生活支援内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護(①)に相当するものと、それ以外(②～⑤)の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者や住民ボランティア・地域団体が行う緩和した基準によるサービス(②)と、住民主体による現行の訪問介護では対応していない「多様なサービス」支援(③)・移動支援(⑤)。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス(生活支援)			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
対象者	要支援1・2、総合事業対象者(事業対象者)				
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	※訪問型サービスA ※花巻市ご近所サポーター事業 ※(体に触れない生活援助のみ)	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
サービス提供の考え方	○現行と同基準によるサービス提供 サービス単価は1回あたりの単価基準 ※移行基準については別冊参照	○現行の訪問介護のうち「身体介護」を除く介護保険に規定している「生活援助」  (例) ア、NPO法人、民間事業所等 イ、住民ボランティア・地域団体等	—	—	—
実施方法		※事業者指定・委託			
対価基準		1,200円～2,000円 現行の5割～7割相当			
サービス提供者(例)		主に雇用労働者、住民の有償ボランティア			

# 訪問型サービスAとは・・・??

## ※訪問型サービスA・花巻市ご近所サポーター事業

介護保険に規定されている生活援助に限定したサービスメニューの提供です。  
(担い手は、NPO・民間事業所・ボランティア団体・地域団体等、様々です。)

## サービスとして提供できるメニューは??

(厚労省通知である老計10号⇒現行の介護保険相当)

### ①掃除

居室内やトイレ、卓上等の清掃

### ②ゴミ出し

ゴミ出し、分別等

### ③洗濯

洗濯機または手洗いによる洗濯  
洗濯物の乾燥（物干し）、  
洗濯物の取入れ・収納、アイロン掛け

### ④ベッドメイク

利用者不在のベッドでのシーツ交換  
布団カバーの交換等

### ⑤衣類の整理・被服の補修

衣類の整理（夏・冬物等の入替え）  
ボタン付け、破れの補修等

### ⑥調理、配下膳

配膳、後片付けのみ、一般的な調理

### ⑦買い物、薬の受け取り

日常の買い物（品物・釣り銭の確認含む）  
薬の受取等

### サービス提供にかかる準備行為等

安否確認、体調チェック、部屋の換気、  
情報収集・提供、サービス提供の記録等

○生活援助のみ（身体介護は介護サービス事業所のみが提供）



訪問型サービスA（NPO法人・民間事業所によるサービス）の単価は??

## ※訪問型サービスA

I 作業単価 全体の費用 2,000円/1h

【担い手（法人格を有するもの）】

①NPO法人 ②民間事業所 ③介護事業所等

II 費用の構成 全体の費用=2,000円/1hの場合

【市負担額：利用者負担額】

【事務局収入：作業員収入】

※市負担額  
地域支援事業費  
1,800円/1h

※利用者自己負担  
200円/1h

市へ請求分

利用者へ請求

2,000円/1h

事務局の収入  
(間接経費)

(例 → 全体の30%相当  
600円/1h)

作業員の収入  
(人件費)

(例 → 全体の70%相当  
1,400円/1h)

○事務局収入分、作業員賃金は担い手が設定  
(上記は考え方の参考)

○サービス実施にかかる保険等については、間接経費等の支出分（担い手の負担）とする。

○サービス提供者は、市で指定する研修課程を修了した者とする。（有資格者以外）

# 訪問型サービスA（住民主体による生活支援）の単価は??

## ※花巻市ご近所サポーター事業

I	作業単価	全体の費用 (最小単位	1,200円/1h 600円/0.5h)
---	------	----------------	-------------------------

### 【担い手（任意団体等）】

- ①地域団体（地縁組織、任意団体含む） ②住民ボランティア等

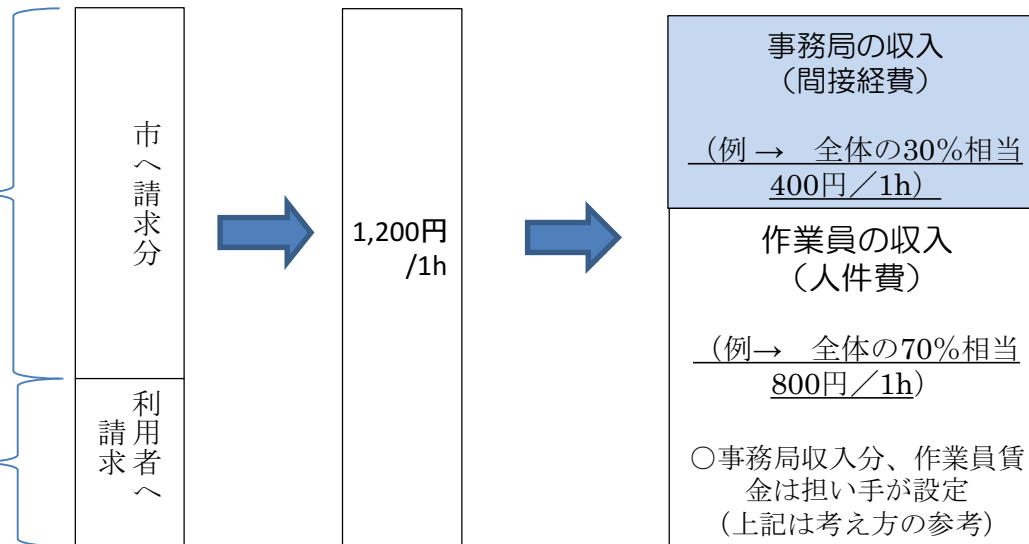
### II 費用の構成 全体の費用=1,200円/1hの場合

【市負担額：利用者負担額】

【事務局収入：作業員収入】

※市負担額  
地域支援事業費  
1,080円/1h

※利用者自己負担  
120円/1h



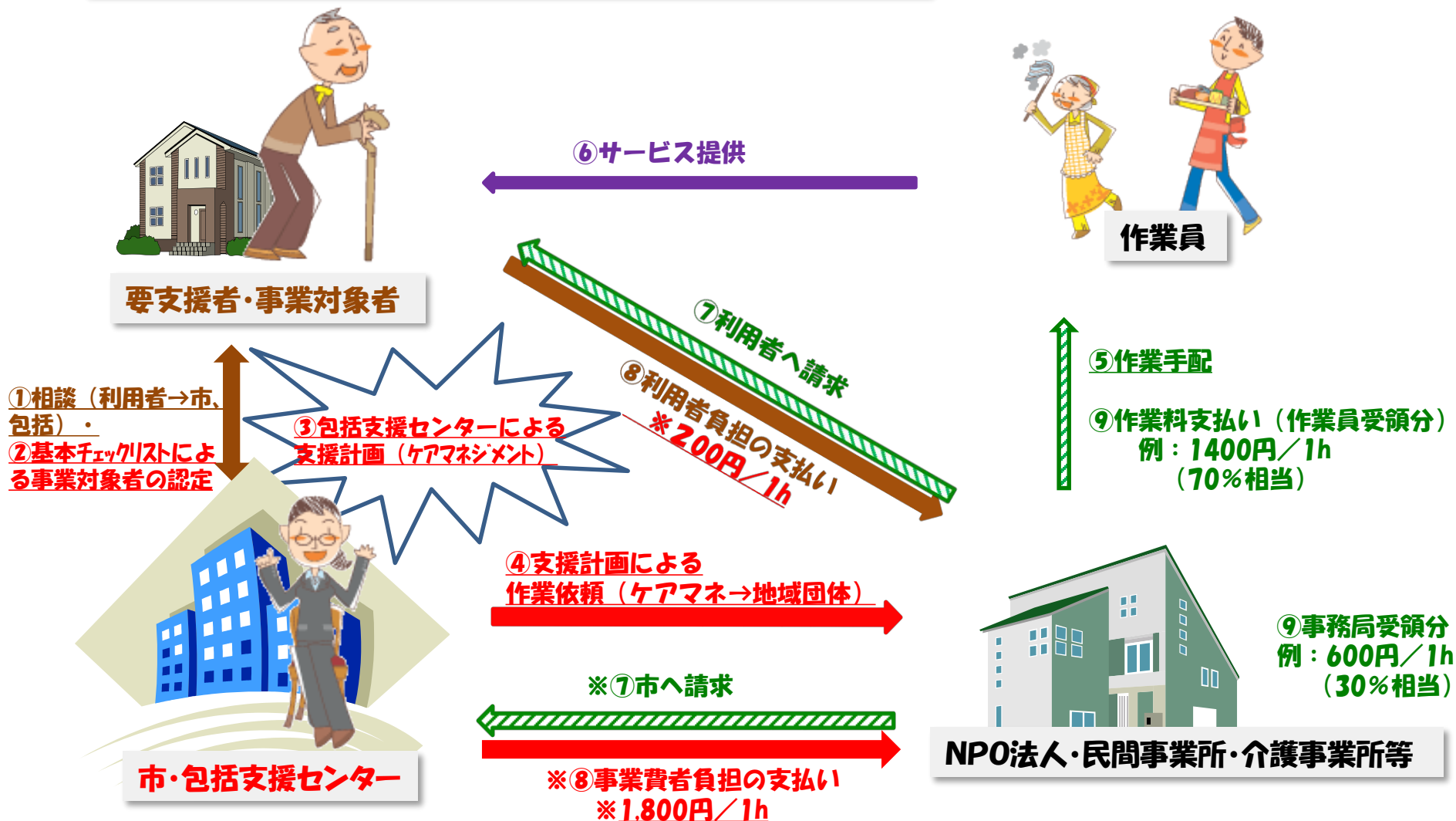
○サービス実施にかかる保険等については、間接経費等の支出分（担い手の負担）とする。

○サービス提供者は、軽易なボランティア研修を受講するものとする。

# 【参考図】

サービスA（基準緩和型）の生活支援サービスを図にすると・・・  
(※訪問型サービスA)

作業単価 2,000円/1h (新規利用者)の場合



○指定事業所においては、⑦⑧は国保連とのやりとり。予防給付と同様の請求・受領方法となります。

# 訪問型サービスAの基準および単価について

サービス種別	旧介護予防訪問介護に相当するサービス	訪問型サービスA
サービス内容	●訪問介護員による身体介護・生活援助	●生活援助のみ ●訪問介護員等以外の従事者(市が指定する研修の修了者)によるサービス
対象者とサービス提供の考え方	●すでにサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要なケース ●身体介護が必要なケース	●身体介護が不要なケース
実施方法	●事業者指定	●事業者指定または委託
人員基準	現行の介護予防訪問介護と同様	①管理者 専従1人以上 ②従事者 1人以上必要数 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修の修了者) ③サービス提供責任者 従事者のうち、1人以上必要数
運営基準	現行の介護予防訪問介護と同様	● <u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ● <u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> ● <u>事故発生時の対応</u> ● <u>廃止、休止の届出と便宜の提供</u> ● <u>苦情、相談窓口の設置※</u> ●必要に応じ、個別サービス計画の作成
単価	●1回あたりの報酬単価を設定 サービスコード:A1(みなし指定) :A2(H27.4.1以降指定) 要支援1および事業対象者 週1回程度月 4回まで 266単位/回 1,168単位/月 週2回程度月 5回～8回まで 270単位/回 2,335単位/月 ○要支援2および事業対象者(省略) ○利用者負担は1割～2割	●1回あたりの報酬単価を設定 サービスコード: <u>A3(市独自サービス:定率)※</u> 1月あたり4回まで 200単位/回 5回～8回 200単位/回(支援1相当) 9回～12回 200単位/回(支援2相当) <u>※利用者負担は1割～2割</u> <u>※花巻市ご近所サポーター事業</u> <u>(住民主体の有償ボランティア)は120単位/回</u> <u>※(自己負担は1割～2割)</u>

# 「H29～花巻市ご近所サポーター事業」の実施

「地域で行う生活支援」の取り組みとして、平成29年4月から「花巻市ご近所サポーター事業」がスタートしています。

モデル事例として、現在実施している地区をご紹介します。

①地域にある「協議の場」で生活支援の体制づくりについて「話し合う」



②有償ボランティアにより生活支援を提供する。



## 実施地区

### ①宮野目地区

(宮野目地区有償ボランティア事業推進協議会)

### ②笹間地区

(笹間地区コミュニティ会議)

### ③八幡地区

(八幡まちづくり協議会)

### ④八日市地区

(八日市地区コミュニティ会議)

### ⑤亀ヶ森地区

(亀ヶ森地区コミュニティ会議)

### ⑥高松第三行政区

(高松第三行政区ふるさと地域協議会)

### ⑦太田地区

(太田地区生活支援ボランティア協議会)



## 通所型サービスAについて

(旧介護予防通所介護に係る基準よりも  
緩和した基準によるサービス)

# 花巻市の通所型サービス

## 通所型サービス

地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは現行の通所介護に相当するもの(①)と、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者や住民ボランティア・地域団体等が行う緩和した基準によるサービス(②)と、住民主体による介護予防の場(③)、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービス(④)。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス(介護予防の場)		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による介護予防の場)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
対象者	要支援1・2、総合事業対象者(事業対象者)			
サービス内容	○現行と同基準によるサービス提供 ○サービス単価は1回あたりの単価基準 ○移行後の基準については別冊参照	<b>※通所型サービスA</b> (運動・レク等) 「元気でまっせ体操」 必須メニュー	<b>○「通所型サービスB」                      は設定しない。</b> (現状の取り組みを活かす)  ○ふれあいサロン事業による交流の場の 立ち上げ支援 ↓ ○「一般介護予防事業 による「元気でまっせ 体操」の立ち上げ支援	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム 3~6ヶ月の短期間で実施
サービス提供の考え方		ONPO、民間事業所等 (送迎あり、送迎なし)		—
実施方法		<b>※指定事業者・委託</b>		—
基準		現行を緩和した基準 (現行の5割~7割相当)		—
サービス提供者(例)		主に雇用労働者 +ボランティア等		保健・医療の専門職 (市町村)

# 通所型サービスAとは・・・？ 単価は??

## ※通所型サービスA

通所型サービスA……既存のデイサービスの基準を緩和したミニデイです。

### I 通所単価

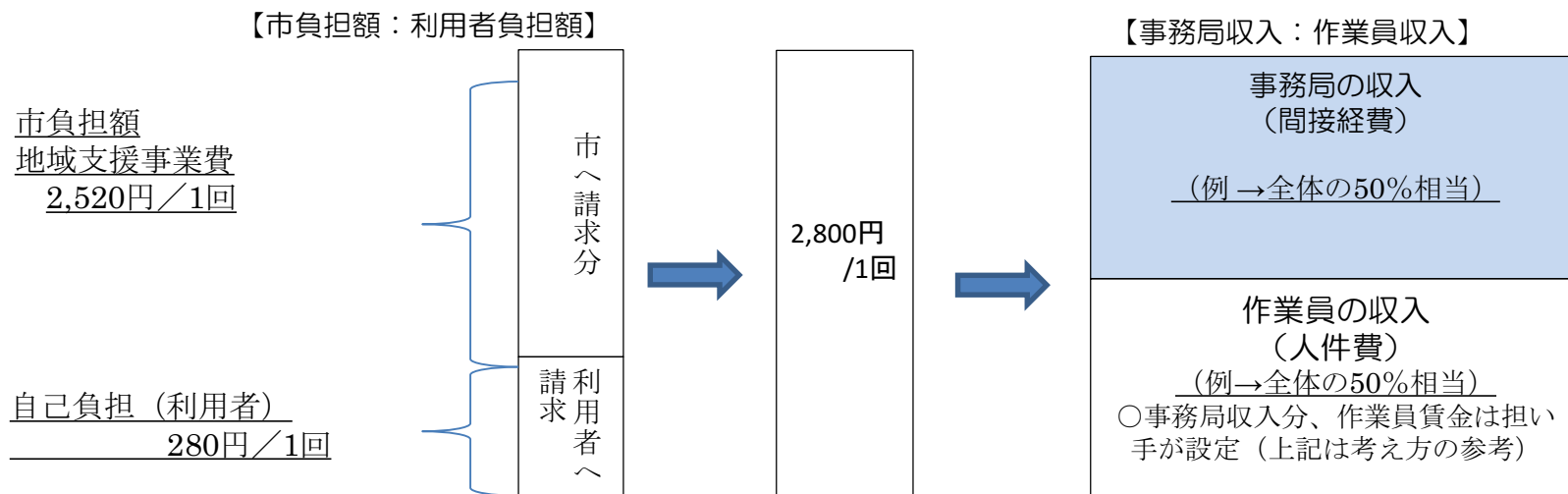
2,800円 / 1回 (3時間程度)

### 【担い手】

- ① NPO 団体
- ② 民間事業所
- ③ 介護事業所等

### II 費用の構成

全体の費用=2,800円の場合



### 【サービスメニュー等】

- ・ 基本的に3時間程度のメニュー構成 (任意構成)
- ・ 「元気でまっせ体操 (花巻市指定の介護予防体操)」の実施 (必須メニュー)  
※元気でまっせ体操DVDを購入する場合は、市役所へお問い合わせください。
- ・ 食費 (食事を用意する場合)、実費相当額は別途自己負担
- ・ 実施にかかる保険等については、間接経費等の支出分 (担い手負担) とする。

# 通所型サービスAの事例

※旧介護予防通所介護とニーズの住み分けを行うため、生きがい活動等に特化した「通所型サービスA」の創出（自立支援型）も必要！

## 事例1 通常の介護事業所等で行う機能訓練に特化した3時間程度のミニデイサービス

一般のデイサービスメニューから、入浴や食事など一部省略し、機能訓練や趣味活動に特化したミニデイ。

○同事業所で行う場合、定員超過等の基準制限あり



## 事例2 商業施設等と連携した買い物支援一体型ミニデイサービス

スーパー等の空き部屋（部屋をレンタル等）を活用し、体操や趣味活動を行った後、介護予防メニューとして「買い物」や「交流しながら食事」を行う、買い物支援一体型のミニデイ。

○空き部屋等の調整は担い手で行う。買い物、食事等は自己負担、店舗内のお世話係が必要。

## 事例3 様々な施設や事業と連携した生きがいを促進に特化したミニデイサービス

児童や障がい者等、地域の方と触れ合える要素も一部持ちつつ、利用者もできることをお手伝いしながら、生きがいと介護予防効果を見出す等のミニデイサービス。

紹介事例：午後は学童、午前はミニデイ。夜はスナック、昼はミニデイ。など

○それぞれの関係法令や施設基準を順守すること。

# 通所型サービスAの基準および単価について①

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防通所介護と同様のサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3時間程度のミニデイ</li> <li>●「元気でまっせ体操」の実施</li> <li>●機能訓練以外にも多様な予防メニューを展開</li> </ul>
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すでにサービスを利用しているケースで、サービス利用の継続が必要なケース</li> <li>●入浴、排泄、食事等に介助が必要なケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体介助等が不要なケース</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者指定または委託</li> </ul>
人員基準	現行の介護予防通所介護と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>①管理者 専従1人以上</li> <li>②従事者 ~15人 専従1人以上必要数 15人以上 利用者1人につき必要数</li> </ul>
運営基準	現行の介護予防通所介護と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></li> <li>●<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></li> <li>●<u>事故発生時の対応</u></li> <li>●<u>廃止、休止の届出と便宜の提供</u></li> <li>●<u>苦情、相談窓口の設置※</u></li> <li>●必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> </ul>
設備基準	現行の介護予防通所介護と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスを提供するために必要な場所（3㎡ × 利用定員以上）</li> <li>●サービス提供に必要な設備、備品</li> </ul>

## 通所型サービスAの基準および単価について②

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA
単価基準	<p>●1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>サービスコード:A5(みなし指定) :A6(H27.4.1以降指定)</p> <p>要支援1および事業対象者(週1回程度) 378単位/回 月4回を超える場合 1,647単位/月</p> <p>要支援2および事業対象者(週2回程度) 8回まで 389単位/回 月8回を超える場合 3,377単位/月</p> <p>○利用者負担は1割～2割 ○その他の基準は現行の介護予防通所介護と同様</p>	<p>●1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>サービスコード:<u>A7(市独自サービス:定率)※</u></p> <p>要支援1および事業対象者(週1回) 280単位/回</p> <p>要支援2および事業対象者(週2回) 280単位/回 (ケアマネジメントにより必要と認められる方)</p> <p><u>※利用者負担は1割～2割※</u> ※実費相当分は別途利用者負担</p>

総合事業における  
自立支援に資するケアマネジメントの考え方

## 介護保険法（平成9年法律第123号） 抜粋

### （目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### （介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。



# 大阪府大東市の「自立支援」の定義

- 総合事業を開始するにあたって、約半年間かけて保険者と地域包括支援センター、ケアマネジャー等で「自立支援」の定義を議論、決定。
- そのプロセスこそが大東市の総合事業が順調に実施されている基盤になっている。

個人因子と環境因子の双方から個人を知り、それを本人だけでなく、

- ・膝が痛い
- ・認知症

- ・坂の上に家がある
- ・親族が遠い

家族、近隣住民を含めた支援者で共有し、本人の能力・意欲を最大

- ・友人、隣人
- ・民生委員
- ・老人クラブ

- ・残存能力(まだできること)
- ・目標に向けたやる気
- ・できそうな可能性

限に引き出し、その人らしいいきいきとした生活を送ることができる環境

- ・諦めてきたやりたいことを再びできる生活  
(お店に行き、自分の好きなものを買う)

- ・物理的環境  
(座ったまま掃除)
- ・人的環境  
(ほめる、応援する)

を整えること。

➤ 要支援・要介護者を元気に！

医療・リハ・栄養・口腔・薬剤等に関する専門職種

例

要支援



地域ケア会議

市町村 (保険者) 地域包括支援センター



ケアプラン作成者 サービス事業所 等

介護保険の基本理念＝自立支援

◆ 第二条第二項 | 介護保険 |

前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に充分配慮して行われなければならない。

◆ 第四条 | 国民の努力及び義務 |

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

- ◆多職種協働による協議
- ◆自立を阻害する要因の追求
- ◆医療との連携
- ◆インフォーマルサービスの活用
- ◆地域課題発見・解決策の検討
- ◆参加者のOJT

ケアプランの実行・評価・見直し

高齢者のQOLの向上

利用者の状態 : 生活の不活発により**下肢機能の低下**が顕著（要支援2）  
 利用者の課題 : 入浴ができない（入浴できるようになる余地あり）  
 認定期間 : 6ヶ月

ケアマネが立てた目標

あいまいな目標  
 デイに行けば即達成  
 ※代表的な目標例

清潔の保持に努める  
 （安全に入浴する）

サービス内容

6ヶ月後評価困難

デイサービスで週2回風呂に入る

お世話なしには生活できない

問題点

デイサービスでは入浴できても  
 自宅では入浴ができない

見落とし多数！！

**×** お世話型のケアマネジメント

- ・根本的な課題解決になっていない。
- ・介護サービスが生活の不活発を助長 → 重度化の恐れ

ケア会議で修正した目標

具体的  
 6ヶ月後評価可能

6ヶ月後  
**自分で入浴することができる**

ケア会議でのアドバイス（PT・OT・ST・歯科・栄養 等）

- デイサービスで下肢筋力の強化と入浴動作の訓練を行ってみては？
- 浴室の住宅改修や入浴補助用具の購入を検討しては？
- **低栄養では？ BMIは？ 食生活は？**
- **歯・口腔・嚥下の状態は？**
- 薬の服用状況は？

サービス内容の見直し

再アセスメント

**○** 自立支援型のケアマネジメント

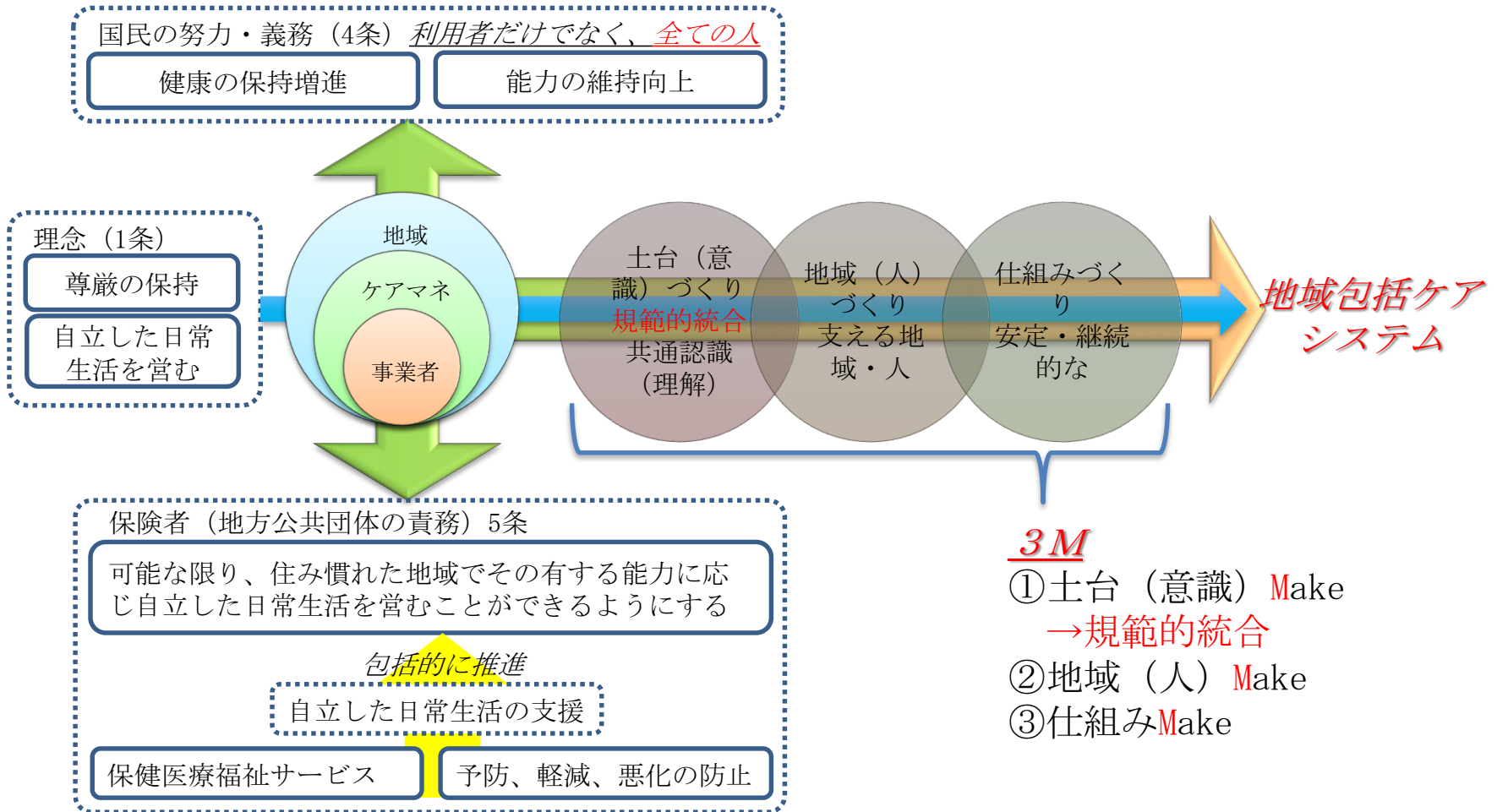
根本的な原因に対するアプローチと、残存機能の維持・向上・悪化の防止

◆要介護度の改善 ◆自立した生活

# 目指す方向

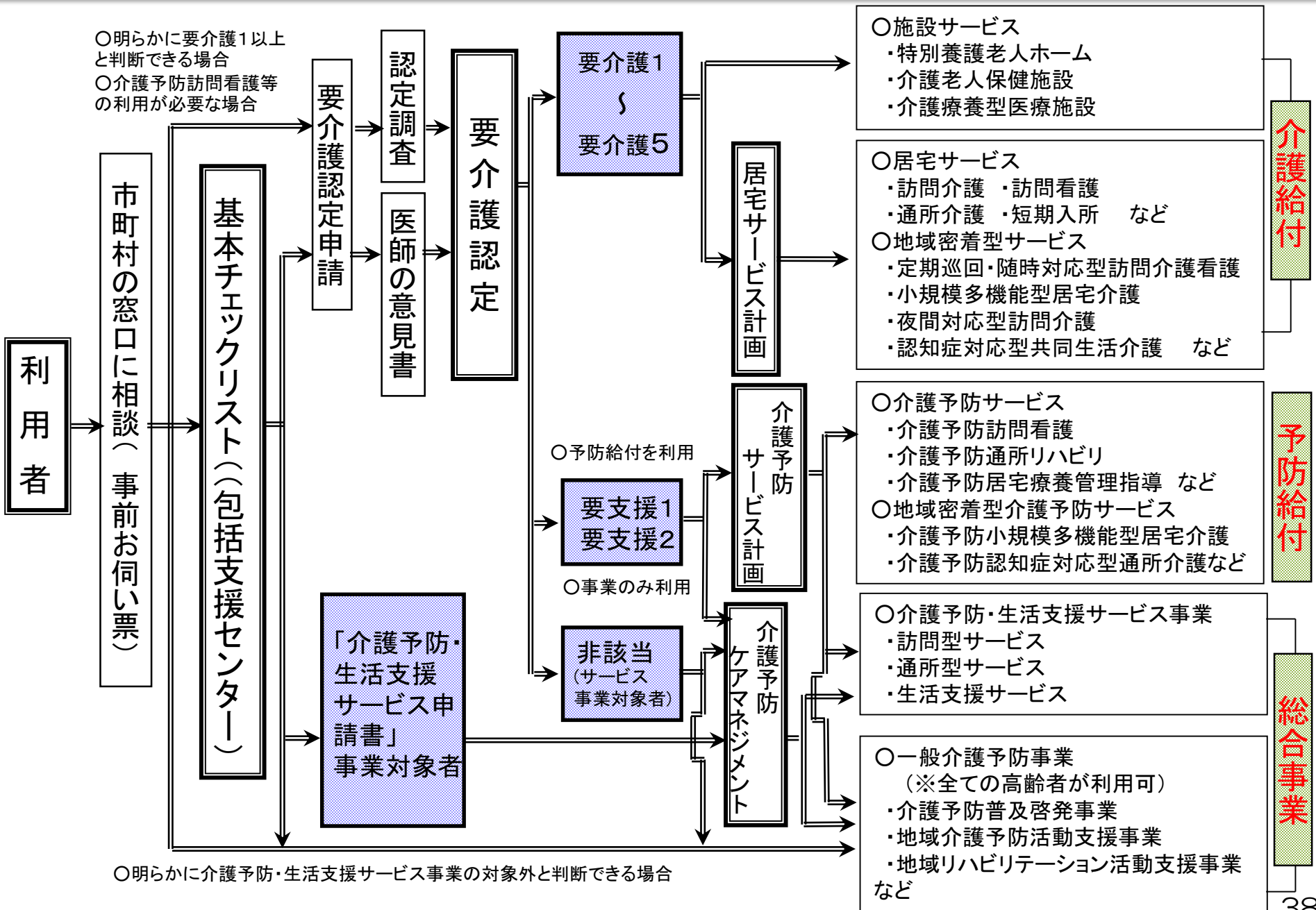
〈松戸市の資料より〉

## 〈介護保険法〉



窓口相談・受付～事業対象者決定までの流れ

# 総合事業でのサービス利用手続きの流れ



# 介護予防・生活支援サービス利用申請～決定

## (1) 包括支援センターへ相談 「基本チェックリストの実施」

※直接市役所に相談に来た場合、「事前お伺い票」で用件を振り分け、総合事業の対象者と想定される場合、包括支援センターへ案内(または後日訪問)

⇒ 「基本チェックリストの実施」



## (2) 市役所にて、「介護予防・生活支援サービス利用申請書(右記)」+基本チェックリストの受理



## (3) 「利用決定通知」および「保険証」、「負担割合証」の送付



## (4) 介護予防ケアマネジメントの実施

様式第1号(第6条関係)

平 月 日

花 地 市 長 官

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

(利用者との関係)

届出代行番号 \_\_\_\_\_ 号

**花地市介護予防・生活支援サービス事業利用申請書**

介護予防・生活支援サービス事業を利用したいので、花地市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

利用者	フリガナ	姓・名	生年月日	男 大 昭 平 月 日生( 歳)
	住所	花地市	電話番号	
関係者(連絡先)	氏名		電話番号	
	住所		電話番号	
認定区分	<input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2	有効期間	平 月 日 まで	
利用希望サービス	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス <input type="checkbox"/> 通所型サービス	提供障害番号		
備考				

1. 本は、介護予防・生活支援サービス事業の利用に係る計画を作成するために必要があるときは、介護予防・生活支援サービス事業対象者の確認に係る基本チェックリストの記載内容を、花地市から地域包括支援センター、所在地介護支援事業所又はサービス提供者に提示することに関します。
2. 本は、介護予防ケアマネジメントを作成する地域包括支援センター又は所在地介護支援事業所が基本チェックリスト及びアセスメント結果を利用し、主治医等に連携することについて関します。

本人氏名 (同封) \_\_\_\_\_

# 総合事業保険証のイメージ

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		事業対象者		内容		期間	
番号	[REDACTED]	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本 チェックリスト実施日)	平成29年 4月 1日			給付制限		開始年月日	
住所	[REDACTED]	認定の有効期間						終了年月日	
フリガナ	[REDACTED]	居宅サービス等	区分支給限度基準額					開始年月日	
氏名	[REDACTED]	1月当たり	サービスの種類	種類支給限度基準額	単位			終了年月日	
生年月日	[REDACTED] 性別 [REDACTED]	うち要介護 認定基準額				居宅介護支援 事業者若しくは 介護予防支援 事業者及び その事業所の 名称又は地域 包括支援セン ターの名称	花巻市社会福祉協議会指定花巻中央介 護予防支援事業所	届出年月日	平成29年 4月 1日
交付年月日	平成29年 4月 1日	認定審査 会の意見 及びサー ビスの種 類の指定						届出年月日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	1 3 9 9 9 0 東京都日電市日電一丁目1番地 の1 日 電 市 電話番号 (03) 1234-5678 之日東 電京 印市都					介護保険 施設等	種類	入所等年月日	
							名称	退所等年月日	
							種類	入所等年月日	
							名称	退所等年月日	

- 保険証は介護保険同様。  
(色も同じ)
- 「事業対象者」と表記。

担当する地域包括支援  
センター名が表記。



# 総合事業負担割合証のイメージ

負担割合証も現行と同様。  
所得により「1割」または  
「2割」表記となる。

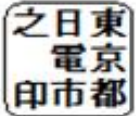
## 「総合事業申請」と「介護保険申請」 の流れの違い

### 【総合事業】

- ①申請  
基本チェックリスト
- ↓
- ②決定通知の送付  
介護保険証  
負担割合証

### 【介護保険申請】

- ①申請
- ↓
- ②認定調査  
主治医意見書  
一次判定
- ↓
- ③審査会
- ↓
- ④結果通知送付  
介護保険証  
負担割合証

介護保険負担割合証			
交付年月日 平成29年 4月 1日			
被 保 険 者	番号	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	
者	フリガナ	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	
	生年月日	[REDACTED]	性別 <input type="checkbox"/>
介護保険の 適用期間	適用期間		
1割	開始年月日	平成29年 4月 1日	終了年月日 平成29年 7月31日
割	開始年月日		終了年月日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	1 3 9 9 9 0		
	東京都日電市日電一丁目1番地 の1 日 電 市 電話番号 (03) 1234-5678		
			

# 本日お伝えしたいこと

- みなし事業者は、総合事業事業者指定申請を平成29年10月～平成30年2月上旬までに提出すること。（平成30年4月1日指定分）
- 自立支援に資するケアマネジメントの考え方（概要）
- 事業者の皆さんにご協力をお願いしたいこと
  - ・ 「総合事業」の制度を理解してもらうこと。
  - ・ 要支援1・2の方等への自立支援に向けた考え方の整理。
  - ・ 総合事業の対象者を含む市民への周知。
  - ・ 「総合事業」が「市町村事業」であること、市町村で制度設計ができることを理解した上で、「より良い制度」になるよう福祉のプロの目線でご意見ををお願いします。